

保護者 様

栃木市立栃木西中学校長 関口 哲夫

## 新型コロナウイルス感染症における出席停止の取扱いについて

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、県知事より、栃木県の新型コロナウイルス感染症の感染状況が第4波の入口にあり、何としてもクラスターを阻止し、「ストップ！感染拡大」の思いをもって行動していこうというメッセージがありました。つきましては、生徒またはその近親者について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、学校保健安全法第19条に基づき出席停止としています。詳しくは下記のとおりです。

なお、登校申出書と登校自粛願の様式は、学校のホームページから印刷することができます。学校に印刷した用紙もありますのでお申し出ください。(本日、「登校申出書」1枚配布)

また、下記の状態となった場合は、速やかに学校または担任へご連絡ください。よろしくお願いいたします。

記

## 【出席停止の期間と提出物について】

~~~~~が変更点

| 状 態                                                                        |                             | 出席停止期間                                                                                                             |                    | 提出物                     |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------|
| (1) 児童生徒の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合                                             | ①感 染                        | 感染の判明した日(判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日)から、保健所から指示された日まで                                                                    |                    | 保健所の指示書                 |
|                                                                            | ②濃厚接触者                      | 濃厚接触者と認定された日(近親者の感染判明日)から、症状が出なければ、保健所から指示された期間                                                                    |                    |                         |
| (2) 児童生徒の近親者が濃厚接触者と認定された場合                                                 |                             | 近親者が濃厚接触者と認定された日から、近親者に症状が出なければ、保健所に指示された期間                                                                        |                    | 保健所の指示書                 |
| (3) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がある場合                                                    | ①症状が3日以内に治癒                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>感染観察</u></li> <li>・<u>感染注意</u></li> </ul>                               | 症状の出た日から治癒した日      | 保護者が記入した登校申出書           |
|                                                                            |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>厳重警戒</u></li> <li>・<u>まん延防止等重点措置</u></li> <li>・<u>緊急事態措置</u></li> </ul> | 症状の出た日から治癒した日の翌日まで |                         |
|                                                                            | 症状が4日以上続き、医療機関等へ相談<br>②検体検査 | 陰性の場合、医療機関の指示する期間                                                                                                  |                    | 保健所の指示書、又は保護者が記入した登校申出書 |
| (4) 児童生徒が海外から帰国し、経過観察のため、自宅等に待機の要請等を受けた場合                                  |                             | 症状がなければ、保健所や医師に待機の要請等を指示された期間                                                                                      |                    | 保健所に指示書                 |
| (5) 国が緊急事態宣言を出した地域から移動した者が、健康観察のために保護者の申し出により自宅に待機する場合                     |                             |                                                                                                                    |                    | 登校自粛願                   |
| (6) 近親者の中に上記(1)から(4)までに該当する者がいる家庭で、保護者から感染防止のため登校を見合わせる旨の申し出があった場合         |                             | 保護者からの申し出があった期間まで<br>ただし、感染観察は、7日以内<br>感染拡大注意、特定警戒は、14日間以内とする。(土日、祝日を含む)                                           |                    |                         |
| (7) 上記に該当しないが、児童生徒の感染リスクを排除するため、保護者から登校を見合わせる旨の申し出があり、校長が合理的な理由があったと判断した場合 |                             |                                                                                                                    |                    |                         |